



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

条 例

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例

(二六・税 務 課) 三

規 則

◎狩猟者登録税及び入猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則

(二三・税 務 課) 二六

◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

(二四・") (二九

◎佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則

(二五・") (四〇

公布された条例のあらまし

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例 (条例第二六号)

1 県民税

(1) 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対する均等割の非課税措置を廃止することとした。(第三〇条の二関係)

(2) 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、税率を一〇〇分の一・六に引き下げる等とした。(附則第八条関係)

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、税率を、譲渡益が二千元以下の部分にあつては一〇〇分の一・三に、二千万円超の部分にあつては一〇〇分の一・六に引き下げる等としたうえ、その適用期間を平成二二年度まで延長することとした。(附則第九条関係)

(4) 土地等の短期譲渡所得の課税の特例について、税率を一律一〇〇分の三

2 不動産取得税
とすること等とした。(附則第一条関係)

防災街区整備事業の施行に伴い防災街区整備事業組合又は事業会社が取得した不動産について、当該不動産の取得の日から一定期間内に施行地区内の従前の権利者に譲渡した場合の当該譲渡する不動産に係る納税義務の免除措置を講ずることとした。(第六六条の四関係)

3 自動車税

平成一六年度及び平成一七年度に新車新規登録された自動車で排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては税率を軽減する特例措置を次のように講ずることとした。(附則第十九条関係)

(1) 最新自動車排出ガス基準値より七五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値よりも一定以上燃費性能の良い自動車並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減すること。

(2) 最新自動車排出ガス基準値より七五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準を満たすものについて、税率の概ね一〇〇分の二五を軽減すること。

(3) 最新自動車排出ガス基準値より五〇パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値よりも一定以上燃費性能の良い自動車について、税率の概ね一〇〇分の二五を軽減すること。

4 自動車取得税

(1) 平成一七年度自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成一六年四月一日から平成一七年九月三〇日までの間に取得される一定の自動車のうち、一定のバス、トラック等にあつては、現行税率から一〇〇分の二(その他の自動車にあつては、現行税率から一〇〇分の一)を控除した率とすることとした。(附則第二条関係)

(2) 一定の燃費基準を満たす自動車に係る課税標準の特例措置を次のとおり

改め、その適用期限を平成一八年三月三十一日まで延長することとした。

(附則第二一条関係)

ア 一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車で、最新自動車排出ガス基準値より七五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から三〇万円を控除すること。

イ 一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車で、最新自動車排出ガス基準値より五〇パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から二〇万円を控除すること。

ウ 一定の燃費基準を満たす自動車で、最新自動車排出ガス基準値より七五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から二〇万円を控除すること。

5 軽油引取税

- (1) 製造等の承認を受ける義務等（現行の混和等の承認を受ける義務等）の規定に違反して知事の承認を受けないで製造された軽油について、軽油引取税を納付する義務を負う者が特定できないとき、又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者のうち一定のものは、当該軽油引取税を納付する義務を負う者と連帯して徴収金を納付する義務を負うものとする
- こととした。（第一四三条関係）
- (2) 混和以外の方法により軽油を製造する場合においても、その製造を行う場所の所在地の都道府県知事の承認を受けなければならないものとする
- こととした。（第一五八条の二関係）

6 狩猟税

狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税として狩猟税を次のとおり創設することとした。（第一六四条、第一七〇条関係）

- (1) 知事の登録を受ける者に対し、狩猟税を課すものとする。

(2) 税率を、原則として次のとおりとする。

ア 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次に掲げる者以外のもの 一六、五〇〇円

イ 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 一一、〇〇〇円

ウ 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 五、五〇〇円

(3) 賦課期日は狩猟者の登録を行う日とし、徴収は原則として証紙徴収の方法によること。

7 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。ただし、5は、同年六月一日から施行することとした。

公布された規則のあらまし

○佐賀県条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一三三号）

- 1 法人事業税について外形標準課税制度の創設に伴い、様式の制定及び改正を行うこととした。（様式関係）
 - 2 県の組織改編に伴い所要の改正を行うこととした。
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。
 - 4 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。
- 狩猟者登録税及び入猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則（規則第一四号）

1 狩猟税の創設に伴い、規則の題名、引用条項、証紙の種類及び様式その他について所要の改正を行うこととした。

2 県の組織改編に伴い、所要の改正を行うこととした。（第六条関係）

3 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則（規則第一五号）
 1 収納計器取扱手数料の額を次のように改正することとした。

収納計器使用限度設定書に記載された額の合計額	取扱手数料率	改正後	改正前
五億円までの属する分		一〇、〇〇〇分の一〇五	一〇、〇〇〇分の一〇五
五億円を超え一〇億円までの分に属する分		一〇、〇〇〇分の八五	一〇、〇〇〇分の九五
一〇億円を超える分に属する分		一〇、〇〇〇分の六三	一〇、〇〇〇分の七四

2 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第二十六号

佐賀県税条例の一部を改正する条例

佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十節 狩猟者登録税（第二百二十八条―第三百二十二条の三）」を「第十節 削除」に、「第三節 入猟税（第六百六十四条―第六百六十七条）」を「第三節 狩猟税（第六百六十四条―第七十条）」に改める。

第三条第一項第一号中 「狩猟者登録税
 固定資産税」 を「固定資産税」に改め、「入猟税」

を「狩猟税」に改める。

第五条第一項中「狩猟者登録税及び入猟税」を「及び狩猟税」に改める。

第八条第二項第八号中「狩猟者登録税及び入猟税」を「狩猟税」に改める。

第九条中「狩猟者登録税及び入猟税」を「及び狩猟税」に改める。

第二十八条第一項中「狩猟者登録税」を削り、「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第三十条第四項中「公益法人等」の下に「防災街区整備事業組合、」を加える。

第三十条の二第一項第二号中「老年者」を「年齢六十五歳以上の者」に改め、同条第四項を削る。

第四十六条の二十一中「第三十七条の十第二項に規定する証券業者」を「第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する証券業者等」に改める。

第五十七条第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第六十六条の二第一項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第六十六条の四に次の二項を加える。

9 知事は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第六十五条第三項に規定する事業会社（以下本項及び次項において「事業会社」という。）が、同法第

二条第五号に規定する防災街区整備事業（次項において「防災街区整備事業」という。）の施行に伴い同法第六十七条第六号に規定する防災施設建築敷地（以下本項及び次項において「防災施設建築敷地」という。）若しくは

同法第二百二十四条第二項に規定する個別利用区（以下本項及び次項において「個別利用区」という。）内の宅地を取得し、又は同法第一百七十五条第五号に規定する防災施設建築物（以下本項及び次項において「防災施設建築物」という。）を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては三年、防災施設建築物の取得

にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第四百四十四条

にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第四百四十四条

にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第四百四十四条

第一項に規定する組合員（同法第百四十五条に規定する参加組合員を除く。）に、事業会社にあつては同法第二百五条第一項第二号若しくは第七号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

10 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納税義務の免除の申請並びに同項の場合における不動産取得税の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは、「次条第九項に規定する防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、同項に規定する防災施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と読み替えるものとする。

第六十六条の五第一項中「若しくは商店街振興組合」を「又は商店街振興組合」に、「この項」を「本項」に、「若しくは中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第二号イ若しくは口の資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」を「又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号口の資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に、「若しくは所屬員」を「又は所屬員」に改め、「又は事業協同組合等若しくは商工組合が、環境事業団の設置し、若しくは造成した施設の用に供する不動産で施行令で定めるものを取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等若しくは商工組合の組合員に当該不動産を譲渡したとき」及び「又は商工組合」を削る。

第二章第十節を次のように改める。

第十節 削除

第二百二十八条から第三百三十二条まで 削除

第百四十三条第四項中「混和の」を「製造の」に改める。
第百四十四条の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第百四十四条の二 第百五十八条の二第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けないで製造された軽油について、第百四十三条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下本条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第百四十三条第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下本項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、本節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

第百四十九条の二第一項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加える。

第百五十二条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第百四十六条各号に掲げる用途のいずれにも該当しないときその他施行令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

3 免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交

付した免税証の返納を命ずることができる。

第百五十三条第四項中「、適当なものであると認めるときは」を「適当でない」と認めるときその他施行令で定めるときを除き」に改める。

第百五十八条の二の見出し中「混和等」を「製造等」に改め、同条第一項中「元売業者、」を「元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第七百条の六の二第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）」に、「混和又は」を「製造又は」に、「混和」を「製造」に、「混和等」を「製造等」に改め、同項第一号中「混和する」を「混和して炭化水素油を製造する」に改め、同項第二号中「軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して」を「前号に規定する場合のほか、」に改め、同条第三項中「混和等」を「製造等」に改め、同条第四項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改め、同条第五項中「混和等を」を「製造等を」に、「混和等に」を「製造等に」に、「混和等承認証」を「製造等承認証」に改め、同条第八項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改める。

「第三節 入猟税」を「第三節 狩猟税」に改める。

第百六十四条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第百六十五条を次のように改める。

（狩猟税の税率）

第百六十五条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 一万六千五百円

二 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税（都民税を含む。）の所得割額を納付することを要しないものうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業

に従事している者を除く。）以外の者 一万千円

三 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 五千五百円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

一 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第六十八条第二項第四号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 四分の一

二 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 四分の三

第百六十六条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。
第百六十七条を次のように改める。

（狩猟税の徴収の方法）

第百六十七条 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、普通徴収の方法によることができる。

第百六十七条の次に次の三条を加える。

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第百六十八条 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事の定める関係書類に規則で定める様式による証紙をちよう付しなければならない。

2 前項の証紙は県で発行した証紙によらなければならない。

3 狩猟税の納税者が証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、知事は、第一項の書類に規則で定める様式による納税済印を押すことによつて証紙に代えることができる。

（狩猟税の賦課徴収に関する申告の義務）

第百六十九条 狩猟税の納税義務者は、狩猟者の登録を受ける際に、規則で定める様式により、知事に申告しなければならない。

2 第百六十五条第一項第二号の税率の適用を受ける者は、そのことを証明す

る書面を前項の申告書に添えなければならない。

(狩猟税の減免)

第七十条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において狩猟税の減免の必要があると認める者又は貧困により生活のため公私の扶助を受ける者に限り、狩猟税を減免することができる。

2 前項の規定による狩猟税の減免を受けようとする者は、前条第一項の申告の際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 納税者の住所及び氏名

二 税額

三 減免を受けようとする事由

附則第二条第一項及び第二項中「三十六万円」を「三十五万円」に改める。

附則第五条の三第一項中「特定配当等」の下に「(租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加える。

附則第七条第四項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

附則第八条第一項中「から同法第三十一条第一項に規定する」を「に対し、」に、「特別控除額」を「金額」に改め、「若しくは第三十六条第一項の規定又は同法第三十三条第四項(同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。)、第三十六条の二第三項(同法第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第三十七条第六項(同法第三十七条の五第二項、第三十七条の七第四項若しくは第三十七条の九の二第四項において準用する場合を含む。)」を「又は第三十六条第一項」に、「計算される当該特別控除額」を控除した金額(第三項第一号)を「同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同項に後

段として次のように加える。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第九条第一項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「前条第一項の規定」を「前条第一項前段の規定」に改め、同項第一号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の一・六」を「百分の一・三」に改め、同項第二号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同号イを次のように改める。

イ 二十六万円

附則第九条第二項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」に改め、同条第三項中「租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項」を、「その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」に改める。

附則第十条第一項中「第八条第一項」を「第八条第一項前段」に、「同項」を「同項前段」に改める。

附則第十一条第一項を次のように改める。

当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得(同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、

課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項において準用する附則第八条第三項第一号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の三に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第十一条第三項中「同項第一号」を「同項」に、「百分の二」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」を「百分の一・六」に改める。

附則第十一条の二第一項中「次条第一項及び第二項」を「次条第一項」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同条第五項中「第九条の五第一項」を「第九条の六第一項」に改める。

附則第十一条の二の二第一項中「県民税の所得割の納税義務者」を「平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者」に改め、「及び次項」を削り、「本項において」を「本項及び次項において」に、「第四項」を「第三項」に、「百分の一・六」を「百分の一」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「規定により適用される第一項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第十七条の三第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十一年四月一日から平成十六年六月三十日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「これらの規定中「二年」とあるのは、「三年」を「第六十三条の二第一項第一号中「二年」とある

のは「三年(土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年」と、第六十四条第一項中「二年」とあるのは「三年(当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年)」に改め、同条第三項を削る。

附則第十九条第一項中「第四項」の下に「及び第六項」を加え、同条第四項中「エネルギー消費効率」の下に「(第六項において「エネルギー消費効率」という。)」を加え、「第七項及び第九項」を「第六項から第九項まで及び附則第二十一条第五項」に改め、「並びに附則第二十一条第五項」を削り、同条第六項を次のように改める。

6 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令で定めるもの(第八項並びに附則第二十一条第四項及び第五項において「優良低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則で定める許容限度(第八項並びに附則第二十一条第四項及び第五項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えない自動車で施行規則で定めるもの及び電気自動車等に対する第一百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車は平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十九条第八項を次のように改める。

8 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で施行規則で定めるもの(第六項の規定の適用を受ける自動車を除く。)及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化

物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で施行規則で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十九条第十項中「前項」を「第四項及び第六項から前項まで」に改める。

附則第二十一条第三項中「の取得」の下に「（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率に係る施行令で定める基準に適合するもの」を「優良低燃費車」に「窒素酸化物排出許容限度」を「低窒素酸化物排出許容限度」に、「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で施行規則で定めるもの及び低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で施行規則で定めるものの取得（第三項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第百四十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十万円を控除して得た額」とする。

附則第二十一条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同条第八項を次のよ

うに改める。

8 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下次項及び第十項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車で施行令で定めるものの取得（第三項から第五項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に行われたときに限り、第百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

- 一 バス、トラックその他の施行規則で定める自動車 百分の二
- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車 百分の一

附則第二十一条第九項中「第三項又は第五項」を「第三項から第五項まで又は前二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が施行規則で定める許容限度の四分の一を超えない自動車で施行規則で定めるものの取得（第三項から第五項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・五を控除した率とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四百三十三条第四項の改正規定、第四百四十四条の次に一条を加える改正規定、第四百四十九条の二第一項、第五百五十二条、第五百五十三条第四項及び第五百五十八条の二の改正規定並びに附則第七条第一項及び第三項の規定
平成十六年六月一日

二 第五十七条第二項及び第六十六条の二第一項の改正規定並びに附則第十条の三第一項の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）
平成十六年七月一日

三 第六十六条の五第一項の改正規定（「若しくは中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」を「又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第三号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。）
中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）の施行の日
(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十条の二及び附則第十一条の二の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十六年度分までの個人の県民税

については、なお従前の例による。

3 新条例附則第五条の三第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定配当等（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第十七号）第一条の規定による改正後の地方税法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得税等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十五号）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四条の二第九項及び第四条の三第十項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特定配当等に係る所得税等の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第四条の二第九項又は第四条の三第十項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

4 新条例附則第八条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つた旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第九条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つたこの条例による改正前の佐賀県税条例（以下「旧条例」という。）附則第九条第一項に規定する優良住宅地等の譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡建物等の譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第十一条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日

以後に行う新租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧条例第六十六条の五第一項に規定する資金の貸付けを受けて、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例附則第十九条第六項及び第八項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(狩猟者登録税に関する経過措置)

第五条 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第六条 新条例附則第二十一条第三項から第六項まで及び第八項から第十項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧条例附則第二十一条第四項及び第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第七条 新条例第四百四十四条の二の規定は、平成十六年六月一日以後に製造される軽油の販売、消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

2 新条例第五百八条の二第一項第一号又は第二号の規定による製造の承認は、これらの号の規定の例により、平成十六年六月一日前においても行うことができる。

3 平成十六年六月一日前に旧条例第五百八条の二第一項第一号又は第二号の規定によりされた混和の承認は、新条例第五百八条の二第一項第一号又は第二号の規定によりされた製造の承認とみなす。

(狩猟税に関する経過措置)

第八条 新条例の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

(入猟税に関する経過措置)

第九条 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

目次	改正後	目次	改正前
第一章 略		第一章 略	

第二章 普通税
 第一節 第九節 略
 第十節 削除
 第十一節 略
 第三章 目的税
 第一節及び第二節 略
 第三節 狩猟税(第百六十四条―第百七十条)
 附則

(税目)
 第三条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。
 一 普通税

- 県民税
 - 事業税
 - 地方消費税
 - 不動産取得税
 - 県たばこ税
 - ゴルフ場利用税
 - 自動車税
 - 鉦区税
 - 固定資産税
- 二 目的税
- 自動車取得税
 - 軽油引取税
 - 狩猟税

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)

第五条 知事は、次に掲げる事項を県税の課税地を所管する県税事務所の長(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。))第二十条の規定による証明書の交付に関する事項及び過誤納金又は還付金の

第二章 普通税
 第一節 第九節 略
 第十節 狩猟者登録税(第百二十八条―第百三十二条の三)
 第十一節 略
 第三章 目的税
 第一節及び第二節 略
 第三節 入猟税(第百六十四条―第百六十七条)
 附則

(税目)
 第三条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。
 一 普通税

- 県民税
 - 事業税
 - 地方消費税
 - 不動産取得税
 - 県たばこ税
 - ゴルフ場利用税
 - 自動車税
 - 鉦区税
 - 狩猟者登録税
 - 固定資産税
- 二 目的税
- 自動車取得税
 - 軽油引取税
 - 入猟税

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)

第五条 知事は、次に掲げる事項を県税の課税地を所管する県税事務所の長(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。))第二十条の規定による証明書の交付に関する事項及び過誤納金又は還付金の

充当に関する事項については、県税事務所(の長)に委任する。ただし、自動車税に係る賦課徴収に関する申告書の受理及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項(同条の規定による証明書の交付に関する事項及び過誤納金の充当に関する事項を除く。)、自動車取得税に係る申告納付に関する事項、県たばこ税及び狩猟税に関する事項、第九条の二第一項の規定による災害等による期限の延長に関する事項並びに知事が特に必要があると認める事項については、この限りでない。

一・二 略
 2・3 略

(課税地)
 第八条 徴収金は、課税地において賦課徴収する。

- 2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。
- 一 七 略
 - 八 狩猟税に係る徴収金にあつては、狩猟者の登録を受ける場所
- 3 略

(申告書、届出書等の提出)

第九条 この条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類(自動車税の賦課徴収に関する申告書並びに県たばこ税及び狩猟税に関する書類を除く。)は、課税地を所管する県税事務所の長を経由しなければならない。

(県税の納税管理人)
 第二十八条 県税(個人の県民税、利子

充当に関する事項については、県税事務所(の長)に委任する。ただし、自動車税に係る賦課徴収に関する申告書の受理及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項(同条の規定による証明書の交付に関する事項及び過誤納金の充当に関する事項を除く。)、自動車取得税に係る申告納付に関する事項、県たばこ税、狩猟者登録税及び入猟税に関する事項、第九条の二第一項の規定による災害等による期限の延長に関する事項並びに知事が特に必要があると認める事項については、この限りでない。

一・二 略
 2・3 略

(課税地)
 第八条 徴収金は、課税地において賦課徴収する。

- 2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。
- 一 七 略
 - 八 狩猟者登録税及び入猟税に係る徴収金にあつては、狩猟者の登録を受ける場所
- 3 略

(申告書、届出書等の提出)

第九条 この条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類(自動車税の賦課徴収に関する申告書並びに県たばこ税、狩猟者登録税及び入猟税に関する書類を除く。)は、課税地を所管する県税事務所の長を経由しなければならない。

(県税の納税管理人)
 第二十八条 県税(個人の県民税、利子

等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、軽油引取税並びに狩猟税を除く。の納税義務者及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（寮等）という。以下県民税について同じ。）を有しない場合又は有しなくなつた場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する県税事務所の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日（以下本項において「発生日」という。）から十日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて発生日から十日以内に知事に納税管理人承認申請書を提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 略

(納税義務者等)

第三十条 略

2・3 略

4 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号の公益法人等（防犯街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組

等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、狩猟者登録税、自動車取得税、軽油引取税並びに入猟税を除く。の納税義務者及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（寮等）という。以下県民税について同じ。）を有しない場合又は有しなくなつた場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する県税事務所の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日（以下本項において「発生日」という。）から十日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて発生日から十日以内に知事に納税管理人承認申請書を提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 略

(納税義務者等)

第三十条 略

2・3 略

4 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和二

合、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人を含む。以下この節において同じ。）のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

5 5 7 略

(個人の県民税の非課税の範囲)

第三十条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の均等割及び所得割（第二号に該当する者にあつては、第三十九条の二の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 略

二 障害者、未成年者、年齢六十五歳以上の者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）

2 2 3 略

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者

十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人を含む。以下この節において同じ。）のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

5 5 7 略

(個人の県民税の非課税の範囲)

第三十条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の均等割及び所得割（第二号に該当する者にあつては、第三十九条の二の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 略

二 障害者、未成年者、老年人、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）

2 2 3 略

4 県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対しては、均等割を課さない。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者